

尾道市特定不妊治療費助成のお知らせ

尾道市では、特定不妊治療に係る費用への助成を行っています。

☆ 対象者 (次の要件をすべて満たしている人)

- ① 広島県特定不妊治療支援事業の助成承認決定を受けている
- ② 法律上または事実上の婚姻関係にある夫婦
- ③ 申請時に、夫婦またはいずれかが尾道市に住所を有している
- ④ 特定不妊治療で、他の自治体から助成を受けていない(広島県との併用は可能)
- ⑤ 市税・国保料などすべて納付している



☆ 助成額

助成対象 ①	夫婦で行った特定・男性不妊治療に併せて行われた先進医療
	特定・男性不妊治療ともに1回の上限5万円
助成対象 ②	先進医療を行うことで健康保険適用部分も含めて、全額自己負担となった治療費
	特定・男性不妊治療ともに1回の上限15万円

※男性不妊治療は、精子を採取するための手術を行った場合です。
※治療に要した自己負担額から、広島県の助成額を控除した額を基準に助成します
助成回数・対象年齢等、詳細については、
広島県のホームページ「[広島県特定不妊治療支援事業](#)」をご参照ください。



☆ 申請手続き

(1) 必要書類

- ① 尾道市特定不妊治療費助成申請書(様式第1号)
- ② 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書の写し
- ③ 広島県特定不妊治療支援事業申請に係る証明書の写し
- ④ 本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
※ 銀行・支店名、氏名、口座番号等が記載してあるページ
- ⑤ 申請者の通帳又はキャッシュカードの写し(銀行・支店名、氏名、口座番号明記のもの)



※ ただし、次の場合は追加の書類が必要です。

- 事実上の婚姻関係にある場合：夫婦二人の戸籍謄本(※)と住民票(※)及び「事実婚関係にある申立書」が必要です。申請前にご連絡ください。
- 夫婦が別世帯の場合や夫婦どちらか一人が尾道市外に住所を有している場合：戸籍謄本
※ 戸籍謄本・住民票は、原本で申請日より3か月以内に発行されたもの

(2) 申請期限

広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書の交付日の翌日から2か月以内

(3) 提出先

尾道市健康推進課

※ 郵送の場合は、本人確認書類（運転免許証などの写し）の添付が必要

☆ 助成の決定と支払い

書類審査後、「交付決定通知書」を郵送します。同封の「助成金交付請求書」を提出してください。申請書受理日から2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

交通費助成

特定不妊治療のために医療機関等へ行く際の交通費助成

健康保険適応治療のみ（特定不妊治療助成対象外）の人も対象です

助対象者：因島・細島・生口島・高根島・百島に在住者

※ 住所地からの受診（利用）に限ります。

※ 保険適用治療のみ（治療費の助成対象外）の人も対象です

助成金額：西瀬戸自動車道、船舶等を利用した際の往復料金

申請方法：次の書類等をご持参ください。後日、口座振込により助成します。

- ・交通費に係る領収書等（ETC 利用明細書、乗船券の領収書等）

※ 西瀬戸自動車道を軽自動車又はバスで通行した場合は不要です。

- ・振込先口座を確認できるもの（預金通帳、キャッシュカード等）
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・受診（利用）が確認できるもの（医療機関等の領収書、診療明細書等）

申請期間：最終受診日から1年以内

申請場所：健康推進課3か所

（総合福祉センター内、因島総合支所内、瀬戸田福祉保健センター内）

☆ 申請・問い合わせ先

尾道市健康推進課

すこやか親子係

住 所：〒722-0017

尾道市門田町 22-5 総合福祉センター2階

電 話：0848-24-1960

窓 口：月～金（土日祝日、年末年始を除く）8：30～17：15